

新潟市一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）口座振替事務取扱要領

1. 目的

一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）の納入方法を合理化し、一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）を納付する者（以下「納入義務者」という。）の便利を図るとともに、収納率の向上を期することを目的とする。

2. 取扱金融機関

一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）を電子媒体により口座振替収納することを承諾した新潟市指定金融機関、新潟市指定代理金融機関、新潟市収納代理金融機関及び郵便局（以下「取扱金融機関」という。）とする。

3. 対象者

当該取扱金融機関の承諾を得た納入義務者とする。

4. 指定預金口座

納入義務者の指定した名義人の普通預金、当座預金及び通常貯金等の口座とする。

5. 依頼手続

(1) 納入義務者の手続

ア 口座振替納付をしようとする納入義務者は、新潟市一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）口座振替依頼書（利用申込書）（様式 1 号、様式 1 の 2、様式 2 号。以下「振替依頼書」という。）に所定の事項を記載のうえ押印して取扱金融機関に提出するものとする。

イ 郵送で口座振替納付の申し込みをしようとする納入義務者は、新潟市一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）口座振替依頼書（様式 3 号。以下「はがきタイプ振替依頼書」という。）に所定の事項を記載のうえ押印して市長に送付するものとする。

(2) 市の処理

納入義務者からはがきタイプ振替依頼書の送付があったときは、記載内容を確認し、取扱金融機関に送付する。

なお、このはがきタイプ振替依頼書の複写したもの、及び取扱金融機関から送付された振替依頼書（様式 1 の 2）を市で保管する。

はがきタイプ振替依頼書の記載事項が不備なため、取扱金融機関から不備返却事由を記載されて返却されたものについては、納入義務者に返却する。

(3) 取扱金融機関の事務処理

納入義務者から振替依頼書の提出を受けた取扱金融機関は、記載事項及び当該納入義務者の指定口座を確認のうえ受理し、様式 1 号を保管するものとする。この場合において、取扱金融機関は、受理した様式 1 の 2 に確認印を押印し、市長に送付するものとする。また、確認した様式 2 号を納入義務者に返却する。

6. 納入通知書の送付

市は、一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）納入通知書兼口座振替のお知らせ（「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則」別記様式第19号の2）を、納入義務者に送付する。

7. 口座振替情報の送付

市は、一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）口座振替電子媒体（以下「口座振替電子媒体」という。）を、取扱金融機関に送付する。

8. 口座振替日

口座振替日は、指定期限の日とする。

9. 口座振替納付の事務処理

取扱金融機関は、振替日に口座振替電子媒体に格納されている納入義務者の預金口座及び金額等の情報に従い、払い出し納付するとともに、口座振替結果（振替不能を含む）を口座振替電子媒体に書き込み市に返送する。

10. 口座振替納入済通知書の送付

市は、口座振替後に領収書に代わるものとして一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）口座振替納入済通知書（様式4号）を、納入義務者に送付する。

11. 口座振替不能分の取扱

市は、取扱金融機関から振替不能と報告された分の一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）納入通知書（口座振替不能通知書）（様式5号）を作成し、不能理由を記載して納入義務者に送付する。

12. 口座振替の廃止

納入義務者が口座振替を廃止しようとするときは、口頭等で市へ連絡する。それを受け、市は口座振替廃止に係わる所定の事務処理を行う。

13. 電子媒体交換に関する金融機関との取り決め

「電子媒体交換による新潟市公金の口座振替事務取扱いに関する覚書」により行うものとする。

14. この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1. この要領は、平成13年2月1日から実施する。

ただし、依頼手続きについては、平成12年12月1日からこの要領によることができるものとする。

2. この要領は、平成26年2月1日から実施する。

新潟市一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）口座振替依頼書（利用申込書）

○ 3 部複写ですので、ボールペンで太わくの中だけご記入ください。

新潟市一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）

口 座 振 替 取 扱 金 融 機 関 様

（金融機関名は、下記のとおり）

新潟市一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）を口座振替によって納付したいので、下記約定を承認のうえ依頼します。

納 入 義 務 者									
(フリガナ)				住 所	〒 ー				
氏 名					新潟市 ー 電話 () ー				
納 入 通 知 書 番 号				開 始 時 期			届出内容 (○で囲む)		
				年 月分から			新 規		
							変 更		

口座振替を申込む金融機関名

銀 行	本店・支店 本所・支所
組 合・金庫	
農 協	
郵便局	

※ 預 金 名 義 人		
(フリガナ)		印 (お届け印)
氏名		

※ 指 定 預 金 口 座									
金 融 機 関	金 融 機 関 支店コード								預金の種類 (○で囲む)
	口 座 番 号								1 普 通 (総合) 2 当 座
郵便局	郵便局コード		記 号	1			0	の	
	9	9							
	通帳番号								
	種目コード		契約種別		振込先口座番号			振込先加入者名	
166		30		00650-9-2000			新潟市会計管理者		

※納入義務者と同一人にしてください。

記

☐ 約 定

- 1 振替日は、納期限の日としてください。
ただし、貴店の特別の事由が生じた場合、納期限の 3 営業日前から振替えられてもさしつかえありません。
- 2 新潟市から一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）の納付書が貴店へ送付されたときは、私に通知することなく所定の振替日に、私の指定預金口座から納付書記載の金額を払い出し、新潟市へ納付してください。
- 3 前項の手続きについては、当座勘定規定又は、普通預金規定にかかわらず、小切手の払い出し、又は、普通預金通帳及び同払戻し請求書の提出をいたしませんから、貴店所定の方法で処理してください。
- 4 指定預金口座の残高が、所定振替日に納付書記載の金額に満たないときは、私に通知することなく、当該納付書を新潟市に返戻されてもさしつかえありません。
- 5 各期の領収書は、新潟市から発行される一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）口座振替済通知書に替えて、さしつかえありません。
- 6 この口座振替契約は、新潟市が必要と認めた場合には、当方に通知することなく解約されても異議はありません。
- 7 私の都合により、この取扱いを変更または廃止するときは、届出をします。
- 8 還付金が生じた場合は、この口座振替依頼書の口座に振り込んでさしつかえありません。
- 9 この取扱いについて、万一紛議が生じても、貴店の責によるものを除き、貴店に迷惑をかけません。

☐ 振 替 日

偶数月の月末

ただし、12 月のみ 1 月 4 日
また、振替日が休日及び金融機関の休業日の場合は、翌営業日になります。

☐ 振 替 開 始

奇数月の 20 日までに到着の場合、申込日の翌月から振替になります。

依頼者 → 金融機関

(金融機関保管)

検 印	係 印	印鑑照合・日付印

新潟市一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）口座振替納付届（受付通知書）

（あて先）新 潟 市 長

年	月	日
---	---	---

新潟市一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）を口座振替によって納付したいので、お届けします。

納 入 義 務 者									
(フリガナ)				住 所	〒 ー 新潟市				
氏 名					電話 () ー				
納 入 通 知 書 番 号				開 始 時 期			届出内容 (○で囲む)		
				年 月分から			新 規 変 更		

口座振替を申込む金融機関名

銀 行 組 合・金庫 農 協	本店・支店 本所・支所
郵便局	

※ 預 金 名 義 人

(フリガナ)		印 (お届け印)
氏名		

※納入義務者と同一人にしてください。

※ 指 定 預 金 口 座											
金 融 機 関	金 融 機 関 支店コード								預金の種類 (○で囲む)		
	口 座 番 号								1 普 通 (総合)		
郵便局	郵便局コード		記 号		1				0	の	2 当 座
	9	9	0	0							
	通帳番号									1	
	種目コード	契約種別		振込先口座番号			振込先加入者名				
166	30		00650-9-2000			新潟市会計管理者					

新 潟 市 記 載 欄

受 付 印		
	照 合	入 力
確 認 欄		
	備 考	

金融機関記載欄

送付日	
金融機関確認印	

新潟市一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）口座振替依頼書（控）

新潟市一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）
口座振替取扱金融機関様
（金融機関名は、下記のとおり）

年	月	日
---	---	---

新潟市一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）を口座振替によって納付したいので、下記約定を承認のうえ依頼します。

納入義務者									
(フリガナ)			住所		〒 新潟市 電話 ()				
氏名									
納入通知書番号					開始時期			届出内容（○で囲む）	
					年 月分から			新 規	
								変 更	

口座振替を申込む金融機関名

銀行 組合・金庫 農協	本店・支店 本所・支所
郵便局	

※ 預 金 名 義 人		
(フリガナ)		印 (お届け印)
氏名		

※ 指 定 預 金 口 座									
金融機関	金融機関 支店コード								預金の種類 (○で囲む)
	口座番号								1 普通 (総合)
郵便局	郵便局コード		記号		1			0 の	
	9	9	0	0					
	通帳番号								1
	種目コード		契約種別		振込先口座番号			振込先加入者名	
166		30		00650-9-2000			新潟市会計管理者		

※納入義務者と同一人にしてください。

記

- ☐ 約 定
- 1 振替日は、納期限の日としてください。
ただし、貴店の特別の事由が生じた場合、納期限の3営業日前から振替えられてもさしつかえありません。
- 2 新潟市から一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）の納付書が貴店へ送付されたときは、私に通知することなく所定の振替日に、私の指定預金口座から納付書記載の金額を払い出し、新潟市へ納付してください。
- 3 前項の手続きについては、当座勘定規定又は、普通預金規定にかかわらず、小切手の払い出し、又は、普通預金通帳及び同払戻し請求書の提出をいたしませんから、貴店所定の方法で処理してください。
- 4 指定預金口座の残高が、所定振替日に納付書記載の金額に満たないときは、私に通知することなく、当該納付書を新潟市に返戻されてもさしつかえありません。
- 5 各期の領収書は、新潟市から発行される一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）口座振替済通知書に替えて、さしつかえありません。
- 6 この口座振替契約は、新潟市が必要と認めた場合には、当方に通知することなく解約されても異議はありません。
- 7 私の都合により、この取扱いを変更または廃止するときは、届出をします。
- 8 還付金が生じた場合は、この口座振替依頼書の口座に振り込んでさしつかえありません。
- 9 この取扱いについて、万一紛議が生じても、貴店の責によるものを除き、貴店に迷惑をかけません。

☐ 振 替 日 偶数月の月末

ただし、12月のみ1月4日
また、振替日が休日及び金融機関の休業日の
場合は、翌営業日になります。

☐ 振 替 開 始 奇数月の20日までに到着の場合、申込日の翌月から振替になります。

(納入義務者保管)

金融機関確認印	
---------	--

一般廃棄物処理手数料(清掃手数料)口座振替納入済通知書

あなたの手数料は、下記のとおり口座振替で納入していただきましたので、お知らせします。

発送日

新潟市長



納入通知書番号		
---------	--	--

納 付 済 額	円		
振 替 済 日			
金 融 機 関			
預 金 種 別		口座番号 (郵便局は右1桁目 が表示されません)	
口 座 名 義 人			

- この納入済通知書は、領収証書に代わるものですから大切に保管してください。
- この納入済通知書は、口座振替で納入された手数料のみ記載してあります。(納入通知書で納められた分は含みませんので、お手元の領収証書にてご確認ください。)
- 振替口座等を変更するとき又は口座振替納入を廃止するときは、各区役所までご連絡ください。

清 掃 業 者	
---------	--

振 一般廃棄物処理手数料(清掃手数料)領収済通知書(パンチ用)



08
新潟市

〒

通知書番号	
連番	
区町コード	
受託者コード	

納期限

下記の金額を領収した
たので通知します。
新潟市会計管理者 宛

年度	期	手数料	手数料	手数料

納付額

領収日付印

(金融機関→会計管理者)

296 0164

振 一般廃棄物処理手数料(清掃手数料)納入通知書(口座振替不能通知書)

通知書番号	
連番	
区町コード	
受託者コード	

〒

年度	期
	月分

納期限

左記の金額を納期限
までに納入してく
ださい。

納付額



新潟市長
5年間大切に保管しておいてください。

領収日付印

(納入義務者保管)

あなたの手数料は下記の理由で指定の口座から振替納付することができませんでした。この納入通知書で、至急納めてください。

08
新潟市

振 一般廃棄物処理手数料(清掃手数料)原符

通知書番号	
連番	
区町コード	
受託者コード	

〒

納付額

領収日付印

(金融機関保管)

08
新潟市